

奈良県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第七十八号

奈良県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県立都市公園条例施行規則（昭和三十五年三月奈良県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二中

「 四五〇円 」	を	「 四六〇円 」	に、「三四三円」を「三五
----------------	---	----------------	--------------

〇円」に、「一、六六〇円」を「一、七〇〇円」に、「二、五二〇円」を「二、五九〇円」に、「一、七六〇円」を「一、八一〇円」に、「二、〇三四円」を「二、〇九〇円」に、「二、〇六〇円」を「二、一一〇円」に、「二、一九〇円」を「二、二五〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、一三〇円」に改める。

別表第四の三の表中「一、一〇〇円」を「一、一三〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、〇五〇円」に、「三五〇円」を「三六〇円」に改める。

第二号様式中「奈良公園管理事務所長」を「奈良公園事務所長」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。